

2022年11月1日

株 主 各 位

大分県大分市三川新町一丁目1番45号

株式会社ジョイフル

代表取締役 穴 見 陽 一

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からご来場をお控えいただき、書面により議決権行使していただきますようお願い申しあげます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月22日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
定員を先着50名とさせていただきます。
 2. 場 所 大分県大分市三川新町一丁目1番45号
当社 4階 大ホール
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第48期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「1. 企業集団の現況」(2)財産及び損益の状況、(5)主要な事業内容、(6)主要な営業所及び工場、(7)従業員の状況、(8)借入先の状況、(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項、「2. 会社の現況」(1)株式の状況、(2)新株予約権等の状況、(4)会計監査人の状況、(5)業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項、(6)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、(7)反社会的勢力排除に向けた整備状況、(8)会社の支配に関する基本方針、(9)剰余金の配当等の決定に関する方針、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類に係る会計監査報告」、「連結注記表」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき当社IR情報（株主総会）に掲載させていただきます。
当社IR情報（株主総会）：<https://www.joyfull.co.jp/company/ir/shareholders/>
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.joyfull.co.jp>) に掲載させていただきます。

当社第48期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止のための運営について

1. 株主総会当日の入場制限

定員を先着50名とさせていただきます。(受付開始予定：午前9時)

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席間隔を広げることから、例年に比べ、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。

※ 当日は、先着順にてご入場いただきますので、ご来場いただきましても株主総会会場にご入場いただけない可能性がございます。

2. お土産の廃止

株主総会へのご来場、ご出席にかかわらず、株主様へのお土産につきましては、廃止させていただいております。

3. 株主総会へのご出席を検討されている株主様へのご理解とご協力のお願い

- (1) 感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を推奨いたします。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされぬようお願い申し上げます。
- (2) ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願い申し上げます。
- (3) お子様を同伴してのご出席は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- (4) ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒の実施、検温の実施へのご協力をお願い申し上げます。
- (5) 当日は、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる株主様につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ワクチン接種の普及等の効果もあり、社会活動に緩やかな回復の兆しがみられる状況となりましたが、2022年も新たな変異株の急激な感染拡大が続き、企業活動及び個人消費は厳しい状況で推移しました。さらに、原油価格や原材料価格の高騰、為替相場における円安の進行、ウクライナ情勢の長期化など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当外食業界においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い外食需要が再び減少に転じるなど、先行きの見通せない大変厳しい経営環境が続いております。また、テイクアウトやデリバリー販売といった感染動向に左右されにくいビジネス展開に取り組む企業の増加など、外食業界をとりまく環境が大きく変化しております。

当社グループでも、このような非常事態に対処すべく、当面のコロナ禍において十分な資金調達を実施することで中長期的な財務基盤の安定化を図ることを目的として、資本性劣後ローンによる資金調達やコミットメントライン契約の締結を実行しました。

さらに今後の中長期的な成長戦略を実現するため、既存のイートイン事業はもろろんのこと、テイクアウトやデリバリー販売、量販店や通販サイトを通じた販売を強化するなど、子会社を含めたグループ全体のパフォーマンス向上に取り組んでまいりました。

商品施策では、既存商品のブラッシュアップを継続して提供品質の向上を進めると同時に、試験販売を繰り返してお客様の消費動向を慎重に分析したうえで、グランドメニューの改定を2回、みなぎる食欲グルメ「夏フェア」などのフェアを6回行いました。

グランドメニューの改定では、「たっぷり野菜のペペロンチーノ」や「鉄板焼き牛カルビ定食」など、新メニューが12品登場しました。また、テイクアウト限定の「おてごろ弁当」や「日替りランチ弁当」及び「日替り昼膳弁当」など、テイクアウト対応メニューの拡充を行いました。

さらに「ヒカル考案冗談抜きで旨いシリーズ」「ゴーゴーカレー監修コースかつカレー」など複数のコラボレーション商品を開発しました。

営業施策では、重点的な取り組みとして、料理のクオリティー維持・向上を目的に作業チェックシートを見直して一つひとつの作業の徹底を行い、良い品質で、見た目にもきれいで、鮮度の良いおいしい料理を安定的に提供できるように努めてまいりました。

また、販売促進として、ジョイフルでのお食事を通じてお客様に喜んでいただけるものを提供したいという想いからコラボレーションを行っていたカリスマクリエイターのヒカル氏にアンバサダーに就任いただきました。コラボレーション商品は全国のジョイフル店舗の他にスーパーやドラッグストア、通販サイトでも販売を開始し多くの方からご支持をいただきました。便利でお得なスマートフォン専用無料アプリ「ジョイフル公式アプリ」も更なる充実を行いました。

当連結会計年度における店舗数は、グループ直営4店舗及びF C 1店舗の出店、グループ直営11店舗及びF C 4店舗の退店により662店舗（グループ直営614店舗、F C 48店舗）となりました。

以上の取り組みを行いました。新型コロナウイルス感染症に関して、政府による緊急事態宣言に伴う国民への外出自粛要請や各地方自治体からの営業時間短縮要請による売上高の急減、営業時間短縮中の給与や家賃など各種固定費の負担の影響は甚大な一方、時短営業協力金や雇用調整助成金等の助成金収入が発生したことで、当連結会計年度における経営成績は、売上高は46,615百万円（前期比2.2%減）、営業損失は3,104百万円（前期は営業損失3,373百万円）、経常利益は2,402百万円（前期比459.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,533百万円（前期比40.8%増）となりました。

なお、経営指標としている「総資本経常利益率」「売上高経常利益率」「労働生産性」及び「株主資本当期純利益率」の数値改善のため、より一層の経営努力をしております。

また、当社は保険代理店業を行う特例子会社を所有しておりますが、連結業績に占める割合が極めて軽微であり、当社グループの報告セグメントがレストラン事業一つであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は596百万円であり、その主なものは工場の生産設備及び店舗機器の更新入替であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年1月1日付で、株式会社Rising Sun Food Systemを吸収合併いたしました。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジョイフル北日本	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル東海	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル関西	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル中国	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル四国	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル北九州	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル中九州	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル東九州	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル西九州	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社ジョイフル南九州	5百万円	100.0%	レストラン事業
株式会社フレンドリー	50百万円	52.5%	レストラン事業
株式会社キッチンジロー	5百万円	100.0%	レストラン事業
台湾珍有福餐飲股份有限公司	974百万円	79.2%	レストラン事業
株式会社ジョイフルサービス	10百万円	100.0%	保険代理店業

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、激化する国際競争の中で、少子高齢化の急速な進行とそれに伴う国内人口の減少という歴史的な構造変化に対応していかなくてはなりません。この構造変化は、当外食産業に「直接的な影響」をもたらすことが想定され、あわせて新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大やウクライナ情勢等の影響により、予断を許さない経営環境が続くことが予想されます。

このような状況のもと、当社は暮らしのすぐそばにある、地域で一番身近なレストランを目指すことで、どのような環境下にあっても、お客様に受け入れられるビジネスモデルを追求し続けてまいります。

なお、この実現のために当社が対処すべき課題は以下のとおりであります。

①商品施策

多様化するライフスタイルに加え、国内の消費動向の変化に合わせた新商品の開発と主力商品・既存商品のブラッシュアップに引き続き取り組んでまいります。また、各地域で異なる味の嗜好性を踏まえた、最適な商品の開発を行うとともに、店舗における調理・提供工程の最適化により品質を高め、商品のお値打ち感を向上させることに取り組んでまいります。

②営業施策

店舗のQSC（良い品質・良いサービス・清潔な環境）の向上を目的に、社員教育施設である「ジョイフルカレッジ」を効果的に活用し、社員の成長過程に応じたフォロー研修や模擬店舗を活用した実践的な研修など、質的・量的に教育を充実させて店舗にフィードバックすることにより、店舗状態の向上と売上高の最大化に繋げてまいります。

売上高対策として、店舗状態向上のために店長のマネジメント力や従業員のオペレーション力の強化の継続に加え、便利でお得なスマートフォン専用無料アプリ「ジョイフル公式アプリ」の更なる充実を行ないましたが、加えて、ライフスタイルの変化に対応するテイクアウト販売やデリバリー販売、自社工場製品の外部販売の更なる強化などを進めてまいります。

③管理施策

グループ経営管理の視点から、「人」「物」「金」「情報」という経営資源の最適配分と見直しができる体制の構築を進めてまいります。

2. 会社の現況

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	穴 見 陽 一	ジョイ開発有限会社取締役 株式会社キッチンジロー取締役 台湾珍有福餐飲股份有限公司董事 有限会社グッドイン取締役 公益財団法人穴見保雄財団代表理事
代表取締役社長	穴 見 くるみ	株式会社アナミアセット代表取締役 株式会社キッチンジロー取締役 台湾珍有福餐飲股份有限公司董事長
専 務 取 締 役	國 吉 康 信	営業本部長 株式会社フレンドリー代表取締役社長 台湾珍有福餐飲股份有限公司監察人
取 締 役	野 島 豊	管理本部長兼人事部長 株式会社ジョイフルサービス代表取締役社長
取 締 役	南 勲	
常 勤 監 査 役	柳 田 尚 徳	株式会社ジョイフルサービス監査役 株式会社キッチンジロー監査役
監 査 役	河 野 光 雄	河野公認会計士事務所所長
監 査 役	岡 村 邦 彦	岡村法律事務所所長
監 査 役	河 村 貴 雄	税理士法人河村会計代表社員

- (注) 1. 取締役南勲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役河野光雄、岡村邦彦及び河村貴雄の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役南勲、監査役河野光雄、岡村邦彦及び河村貴雄の各氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役河野光雄及び河村貴雄の両氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役河野光雄氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・ 監査役河村貴雄氏は、税理士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、現在契約を締結している社外監査役はおりません。

③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び子会社（上場子会社である株式会社フレンドリーを除く。）の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。保険料は原則として当社が負担しております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬の基本方針は次のとおりであります。

なお、本方針の決定方法は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

- (1) 当社業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値観を共有するものとする。
- (2) 当社役員の役割及び職責に相応しい水準とする。
- (3) 社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会（取締役会の任意の諮問機関）の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

ロ. 役員報酬の構成

当社の役員報酬の構成は、金銭報酬は、固定報酬である基本報酬とし、非金銭報酬等は、業務執行取締役を対象に中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬（以下、「株式報酬」という。）により構成されます。なお、当社は業績連動報酬は該当ありません。

具体的な報酬構成は、支給対象の役員区分に応じて、それぞれ以下のとおりとしております。

役員区分	金銭報酬	非金銭報酬	趣旨
	基本報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	○	○	業務執行を担うことから、短期の業績目標達成及び中長期の企業価値向上を意識付ける報酬構成とします。
社外取締役	○	—	客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、基本報酬（固定報酬）のみの構成とします。
監査役	○	—	客観的立場から取締役の職務執行を監査する役割を担うことから、基本報酬（固定報酬）のみの構成とします。

ハ. 役員報酬の決定手続き

- (1) 役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬の決定に際しては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。
- (2) 各役員の個人ごとの報酬の具体的な決定については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、予め株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役との協議により、それぞれ決定することとしております。

ニ. 役員報酬等に関する株主総会の決議及びその内容

(1) 取締役の基本報酬

2007年3月29日開催の第32期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。

(2) 取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬

2018年3月17日開催の第43期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額400百万円以内としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。

(3) 監査役の基本報酬

1994年3月30日開催の第19期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役4名）であります。

ホ. 個人別の役員報酬等の額の決定権限を有する者

取締役会は、指名・報酬委員会の答申を受け、これを十分に斟酌したうえで、役員報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役会長）に再一任いたします。取締役会の議長は、代表取締役社長と協議し、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた基本報酬、譲渡制限付株式報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下のとおりです。

代表取締役会長 穴見 陽一

取締役会の議長（代表取締役会長）に本権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役会長）が最も適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任に関して指名・報酬委員会の審議及び取締役会の決議を得たうえで、人事部及び総務部の責任者が個人別報酬の原案を作成し、代表取締役社長の承認を得ることとしております。

ヘ. 役員に対し報酬等を与える時期

個人ごとの役員に対する基本報酬は、月例の固定報酬としております。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、指名・報酬委員会の審議結果を取締役会での報告を踏まえて、取締役会の議長（代表取締役会長）が個人別の報酬等の内容を決定することを委任する旨決議しており、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役 を除く。)	90	90	—	—	4
監査役 (社外監査役 を除く。)	5	5	—	—	1
社外取締役	4	4	—	—	1
社外監査役	7	7	—	—	3

(注) 使用人兼務取締役に対する使用人給与を10百万円支給しております。

ロ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥社外役員に関する事項
イ. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 南 勲	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。食品商社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 河 野 光 雄	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 岡 村 邦 彦	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 河 村 貴 雄	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、書面決議が2回ありました。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,150	流動負債	9,103
現金及び預金	3,405	買掛金	1,409
売掛金	650	短期借入金	500
商品及び製品	555	1年内返済予定の長期借入金	2,827
原材料及び貯蔵品	803	リース債務	40
前払費用	478	未払金	672
短期貸付金	41	未払費用	2,492
未収入金	193	未払法人税等	625
その他	22	未払消費税等	269
		賞与引当金	106
		その他	159
固定資産	23,433	固定負債	14,660
有形固定資産	18,627	長期借入金	10,089
建物及び構築物	9,937	リース債務	151
機械装置及び運搬具	1,227	繰延税金負債	2
工具、器具及び備品	140	再評価に係る繰延税金負債	23
土地	7,244	役員退職慰労引当金	152
リース資産	13	退職給付に係る負債	1,030
建設仮勘定	63	資産除去債務	3,163
		その他	47
無形固定資産	424	負債合計	23,763
投資その他の資産	4,381	(純資産の部)	
投資有価証券	70	株主資本	5,703
長期貸付金	395	資本金	100
長期前払費用	48	資本剰余金	4,266
繰延税金資産	1,220	利益剰余金	2,950
敷金及び保証金	2,647	自己株式	△1,613
貸倒引当金	△0	その他の包括利益累計額	51
		その他有価証券評価差額金	1
		土地再評価差額金	△0
		為替換算調整勘定	35
		退職給付に係る調整累計額	15
		非支配株主持分	65
		純資産合計	5,820
資産合計	29,584	負債・純資産合計	29,584

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		46,615
売上原価		14,905
売上総利益		31,709
販売費及び一般管理費		34,814
営業損失		3,104
営業外収益		
受取利息	5	
不動産賃借収入	121	
助成金の収入	5,600	
その他	60	5,789
営業外費用		
支払利息	119	
不動産賃借原価	89	
固定資産除却	50	
その他	23	281
経常利益		2,402
特別利益		
固定資産売却益	16	16
特別損失		
減損損失	113	113
税金等調整前当期純利益		2,306
法人税、住民税及び事業税	763	
法人税等調整額	△976	△212
当期純利益		2,519
非支配株主に帰属する当期純損失		14
親会社株主に帰属する当期純利益		2,533

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,629	流動負債	9,742
現金及び預金	2,452	買掛金	1,349
売掛金	625	短期借入金	500
商品及び製品	449	1年内返済予定の長期借入金	2,827
原材料及び貯蔵品	450	リース債務	40
前払費用	440	未払金	564
短期貸付金	1,865	未払費用	2,463
その他の	88	未払消費税等	65
貸倒引当金	△1,743	預り金	1,890
		前受収益	15
		賞与引当金	21
		その他	4
固定資産	23,337	固定負債	14,458
有形固定資産	18,157	長期借入金	10,089
建物	9,239	リース債務	151
構築物	572	退職給付引当金	1,049
機械及び装置	1,224	役員退職慰労引当金	152
車両運搬具	1	資産除去債務	2,984
工具、器具及び備品	128	その他	30
土地	6,913	負債合計	24,200
リース資産	13	(純資産の部)	
建設仮勘定	63	株主資本	3,765
無形固定資産	424	資本金	100
		資本剰余金	4,344
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	4,319
投資その他の資産	4,755	利益剰余金	934
投資有価証券	57	その他利益剰余金	934
関係会社株式	903	繰越利益剰余金	934
長期貸付金	962	自己株式	△1,613
繰延税金資産	962	評価・換算差額等	0
その他	2,374	その他有価証券評価差額金	0
貸倒引当金	△504	純資産合計	3,766
資産合計	27,967	負債・純資産合計	27,967

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		23,611
売 上 原 価		18,416
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,195
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,412
営 業 外 損 失		217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 額	20	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	483	
そ の 他	193	697
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	129	
そ の 他	191	320
経 常 利 益		159
特 別 利 益		
特 別 株 式 消 滅 差 益	62	62
特 別 損 失		
減 損 損 失	75	
子 会 社 株 式 評 価 損 失	175	251
税 引 前 当 期 純 損 失		30
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9	
法 人 税 等 調 整 額	△974	△964
当 期 純 利 益		934

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月12日

株式会社 ジョイフル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 寄 健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジョイフルの2021年7月1日から2022年6月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、資金繰り及び収益改善の柱である計画退店の進捗確認を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月12日

株式会社ジョイフル 監査役会

常勤監査役 柳 田 尚 徳 ㊟

監 査 役 河 野 光 雄 ㊟
(社外監査役)

監 査 役 岡 村 邦 彦 ㊟
(社外監査役)

監 査 役 河 村 貴 雄 ㊟
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりましたので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度の導入により、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の経過措置等に関する附則第1条を設けるものであります。なお、本附則第1条は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示するところにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 変更後定款第17条の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日から2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</p> <p><u>2</u> 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	あなみ よういち 穴見 陽一 (1969年7月24日生) 【再任】	1994年4月 当社入社 2002年11月 当社副社長 2003年3月 当社代表取締役社長 2008年1月 当社代表取締役会長 2009年3月 当社取締役退任 2009年11月 当社顧問 2011年3月 当社代表取締役社長 2012年3月 当社代表取締役相談役 2020年4月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) ジョイ開発有限会社取締役 株式会社キッチンジロー取締役 台湾珍有福餐飲股份有限公司董事 有限会社グッドイン取締役 公益財団法人穴見保雄財団代表理事 (取締役候補者とした理由) 2003年から2009年及び2011年から代表取締役を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。経営者として豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営全般を管掌し、適切に職務を執行していることから当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。	955,431株
2	あなみ くるみ 穴見 くるみ (1972年10月31日生) 【再任】	2011年3月 当社取締役管理本部副本部長 2011年9月 当社取締役経営戦略室財務戦略 担当マネジャー 2012年3月 当社取締役社長 2013年3月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アナミアセット代表取締役 株式会社キッチンジロー取締役 台湾珍有福餐飲股份有限公司董事長 (取締役候補者とした理由) 2012年から取締役社長、2013年から代表取締役社長を務めており、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。経営者として豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営全般を管掌し、適切に職務を執行していることから当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。	53,413株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	くによし やすのぶ 國 吉 康 信 (1974年7月20日生) 【再任】	<p>1999年1月 当社入社</p> <p>2007年3月 当社取締役商品本部生産物流部長</p> <p>2008年3月 当社取締役営業企画本部長</p> <p>2009年3月 当社取締役営業本部長</p> <p>2010年3月 当社取締役商品本部長</p> <p>2011年9月 当社取締役経営戦略室長</p> <p>2013年10月 当社取締役営業本部長</p> <p>2018年1月 当社取締役市場開発本部長</p> <p>2018年4月 当社専務取締役市場開発本部長</p> <p>2020年10月 当社専務取締役営業本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社フレンドリー代表取締役社長</p> <p>台湾珍有福餐飲股份有限公司監察人</p>	32,898株
(取締役候補者とした理由)			
経営企画や事業開発、商品開発等の業務経験を有し、2007年から取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、営業本部を管掌し、当社グループ子会社の代表取締役社長としても適切に職務を執行していることから当社の中長期的な企業階向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。			
4	のじま ゆたか 野 島 豊 (1965年12月21日生) 【再任】	<p>1998年1月 当社入社</p> <p>2005年12月 当社営業本部店舗コントロール室長</p> <p>2007年5月 当社管理本部総務部長</p> <p>2009年4月 当社管理本部副本部長</p> <p>2010年3月 当社取締役営業本部長</p> <p>2013年11月 当社取締役退任</p> <p>2013年12月 衆議院議員穴見陽一公設秘書</p> <p>2018年1月 株式会社ジョイフル北日本代表取締役社長</p> <p>2019年11月 株式会社ジョイフル西九州代表取締役社長</p> <p>2020年10月 当社営業本部店舗開発部長</p> <p>2020年11月 当社取締役管理本部長兼店舗開発部長</p> <p>2022年4月 当社取締役管理本部長兼人事部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社ジョイフルサービス代表取締役社長</p>	8,769株
(取締役候補者とした理由)			
営業、店舗開発、総務、人事、経理部門等の業務経験を有し、2010年3月から2013年11月及び2020年11月より当社取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を果たしております。また、当社地域子会社の代表取締役社長としても適切に職務を執行していたことから当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者となりました。			

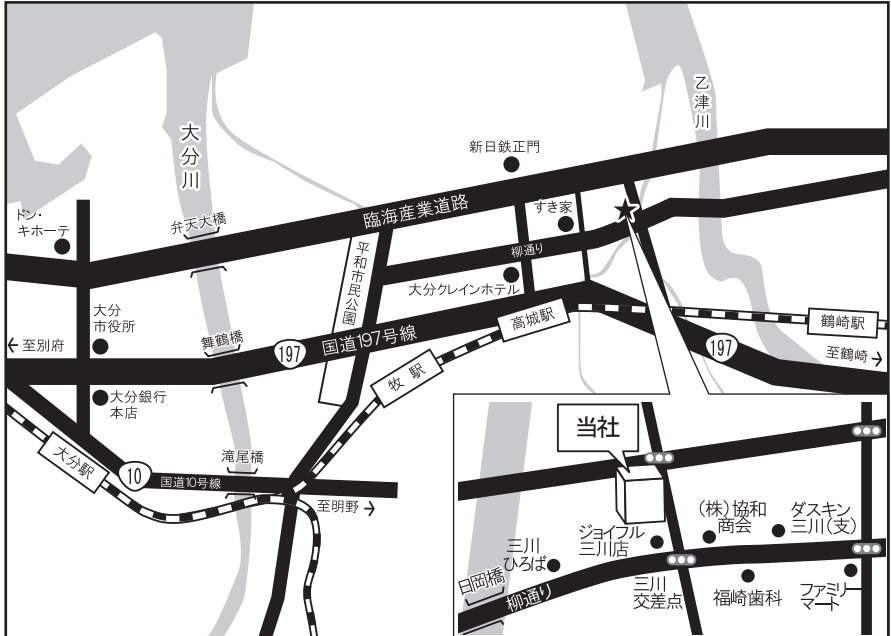
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	みなみ いさお 南 勲 (1943年10月9日生)	1983年2月 サミオ食品株式会社設立取締役営業 本部長 2004年11月 同社代表取締役専務 2006年11月 同社代表取締役社長 2016年3月 同社代表取締役社長退任 2016年3月 当社社外取締役(現任)	一株
	【再任】 【社外】【独立】	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 長年にわたり食品商社の取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、2016年から社外取締役として経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年8ヶ月となります。	

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 再任候補者の所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
 3. 南勲氏は社外取締役候補者であり、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
 4. 当社は、保険会社との間で役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大分県大分市三川新町一丁目1番45号
当社 4階 大ホール



主要交通機関 J R 高城駅 下車 車で8分
J R 大分駅 下車 車で20分

お車の方は、当社駐車場をご利用いただけます。

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の「1. 企業集団の現況」

- (2) 財産及び損益の状況
- (5) 主要な事業内容
- (6) 主要な営業所及び工場
- (7) 従業員の状況
- (8) 借入先の状況
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

事業報告の「2. 会社の現況」

- (1) 株式の状況
- (2) 新株予約権等の状況
- (4) 会計監査人の状況
- (5) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (7) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (8) 会社の支配に関する基本方針
- (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

連結計算書類に係る会計監査報告

連結注記表

個別注記表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

株式会社ジョイフル

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、上記の事項につきましては当社ウェブサイト (<https://www.joyfull.co.jp/company/ir/shareholders/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

1. 企業集団の現況

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2019年 6 月期)	第 46 期 (2020年 6 月期)	第 47 期 (2021年 6 月期)	第 48 期 (当連結会計年度 (2022年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	72,882	62,324	47,645	46,615
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に 帰属する当期純損 失 (△) (百万円)	△4,947	△9,323	1,799	2,533
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当 期純損失 (△) (円)	△168.12	△316.68	59.23	82.13
総 資 産 (百万円)	36,518	34,495	30,800	29,584
純 資 産 (百万円)	10,100	421	3,254	5,820
1株当たり純資産額 (円)	333.26	11.80	103.09	186.54

(5) 主要な事業内容 (2022年 6 月30日現在)

レストラン事業並びに同事業のフランチャイズチェーン店(F C)の展開

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年 6 月30日現在)

①当 社

本社所在地	大分県大分市三川新町一丁目1番45号
福岡工場配送センター	福岡県築上郡築上町大字日奈古186-1
熊本工場配送センター	熊本県菊池市袈裟尾字下大迫445番4号
愛知工場	愛知県豊川市御津町佐脇浜三号地1番17号
営業店舗	営業店舗数は、グループ直営が614店舗(株式会社フレンドリーの27店舗、株式会社キッチンジローの2店舗、台湾珍有福餐飲股份有限公司の8店舗を含む)、F Cが48店舗であります。

②子会社

株式会社ジョイフル北日本	大分県大分市三川新町一丁目1番45号
株式会社ジョイフル東海	同 上
株式会社ジョイフル関西	同 上
株式会社ジョイフル中国	同 上
株式会社ジョイフル四国	同 上
株式会社ジョイフル北九州	同 上
株式会社ジョイフル中九州	同 上
株式会社ジョイフル東九州	同 上
株式会社ジョイフル西九州	同 上
株式会社ジョイフル南九州	同 上
株式会社フレンドリー	大阪府大東市寺川三丁目12番1号
株式会社キッチンジロー	東京都港区赤坂2丁目22番21号クラスアクトビル3階
台湾珍有福餐飲股份有限公司	台北市中山區中山北路一段82號9樓
株式会社ジョイフルサービス	大分県大分市三川新町一丁目1番45号

(7) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,124名	109名減

- (注) 1. 従業員数は当連結会計年度末就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者を除いております。
2. 上記のほかにもパート及び嘱託を11,571名雇用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
196名 (430名)	7名増 (8名減)	43.7歳 (43.9歳)	16.1年 (6.1年)

- (注) 1. 従業員数は当期末就業人員であり、当社から社外への出向者を除いております。
2. パート及び嘱託は () 内に外数で記載しております。

(8) 借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社伊予銀行	4,607
株式会社日本政策投資銀行	3,000
株式会社西日本シティ銀行	900
株式会社商工組合中央金庫	862
三井住友信託銀行株式会社	707
株式会社三菱UFJ銀行	635
株式会社三井住友銀行	630
株式会社みずほ銀行	457
株式会社宮崎銀行	396
株式会社福岡銀行	385
株式会社肥後銀行	357
株式会社大分銀行	342
株式会社りそな銀行	135

(注) 借入金残高については百万円未満を切り捨てております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年6月30日現在）

- | | |
|-------------|--------------|
| ①発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 31,931,900株 |
| ③株主数 | 14,872名 |
| ④大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
ジョイ開発有限会社	10,936,600株	35.4%
公益財団法人穴見保雄財団	3,890,636株	12.6%
株式会社アナミアセット	1,486,400株	4.8%
穴見陽一	955,431株	3.1%
穴見賢一	955,400株	3.1%
ジョイフル従業員持株会	601,812株	2.0%
穴見加代	444,000株	1.4%
株式会社商工組合中央金庫	342,914株	1.1%
株式会社SBI証券	242,100株	0.8%
株式会社大分銀行	239,172株	0.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式（1,079,282株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（1,079,282株）を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ①名称 有限責任監査法人トーマツ
- ②報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社子会社の株式会社フレンドリーは、当社の会計監査人の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5)業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制の基本方針を取締役会決議で次のとおり定めております。

- ① 当社グループの取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、当社グループの役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員・従業員教育等を行う。社内のコンプライアンスの状況の監査は、当社内部監査室が定期的実施し、これらの活動は、定期的に当社取締役会及び監査役会に報告されるものとする。また、法令上疑義のある行為等について当社グループの役員・従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を当社グループ規程に定めており、その情報提供の窓口を当社の内部監査室として運営する。

- ② 当社グループの取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する事項

当社グループの情報セキュリティ管理規程及び情報管理規程に従い、当社グループの取締役の職務執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体(以下、情報資産等という。)に記録し、適切に保存及び管理を行っており、当社グループの取締役及び監査役は、当社グループの情報セキュリティ管理規程及び情報管理規程により、常時これらの情報資産等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関わるリスクについては、それぞれの当社の担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び当社グループ全体的対応は、当社総務部が行うも

のとする。新たに緊急事態が発生した場合の対応については、当社グループの危機管理規程に従い、当社代表取締役もしくは当社代表取締役が指名する者を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、当社グループの役員・従業員が共有する全社的な目標を定めるとともに、重要事項の意思決定を行う。当社取締役会に上程すべき事項のより詳細な検討を行うため、当社取締役が出席して原則として毎週1回経営会議を開催する。職務の執行にあたっては、当社グループ規程に規定された職務権限・職務分掌及び意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役及び当社の経営職層の従業員に子会社取締役を兼務させ、子会社の法令遵守・リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社内部監査室が子会社の監査を行い、その業務の適正さを確保する。

更に、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。また、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査業務を補助するために必要に応じて従業員を置くことができる。取締役はその設置に協力するものとする。監査役から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役からの指揮命令を受けない。また、その間の当該従業員に関する人事異動・懲罰については、あらかじめ監査役の承認を必要とするものとし、監査役は、その人事評価について意見を述べることができる。

- ⑦ 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役又は従業員は当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社取締役と当社監査役との協議により決定する方法による。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は当社監査役からその職務の執行に要する費用の前払い等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社代表取締役は、当社監査役の求めに応じて意見交換会を設定する。また、当社常勤監査役に経営会議をはじめとする社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げない。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回（書面決議2回を含む）開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を実施いたしました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(7) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向け、基本方針並びに体制整備の方針を策定しております。

<基本方針>

- ① 反社会的勢力とは関係を持たず、取引も行わない。
- ② 反社会的勢力との取引が判明した場合、速やかに取引の解消に向けて適切な措置を講ずる。
- ③ 反社会的勢力への資金の提供を一切行わない。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求には応じない。また、反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行う。
- ⑤ 反社会的勢力による被害を防止するため、警察その他の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応する。
- ⑥ 反社会的勢力から役員・従業員の安全を確保する。

<反社会的勢力排除に向けた体制整備の方針>

上記方針に加え、不当要求があった場合の対応基準を定め、役員・従業員に周知する。また、その対応統括部門である総務部において、反社会的勢力に関する情報の収集と管理を行い、不当要求の事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動センターや顧問弁護士に早期に報告、相談するなどの緊密な連携を図る体制を構築する。

(8) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。配当政策につきましては、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を図るとともに、安定した配当（中間配当及び期末配当の年2回）を継続して実施することを基本方針としております。

2022年6月期の期末配当金につきましては、1株当たり5円の配当を実施することを2022年9月12日開催の取締役会にて決議しております。これにより2022年6月期の年間配当は、中間配当は無配としたため1株当たり5円となります。

なお、当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により剰余金の配当等を行う事ができる旨を定款に定めており、取締役会の決議によって剰余金の配当を決定しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	6,000	2,315	△3,529	△1,613	3,172
当期変動額					
資本金から剰余金への振替	△5,900	5,900			—
欠損填補		△3,945	3,945		—
親会社株主に帰属する当期純利益			2,533		2,533
連結子会社株式の取得による持分の増減		△3			△3
連結子会社の自己株式取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△5,900	1,951	6,479	—	2,530
当期末残高	100	4,266	2,950	△1,613	5,703

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	為替換算調整 勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1	△0	11	△1	7	74	3,254
当期変動額							
資本金から剰余金への振替							—
欠損填補							—
親会社株主に帰属する当期純利益							2,533
連結子会社株式の取得による持分の増減							△3
連結子会社の自己株式取得による持分の増減							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	—	23	17	43	△8	34
当期変動額合計	2	—	23	17	43	△8	2,565
当期末残高	1	△0	35	15	51	65	5,820

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,000	2,390	—	2,390	403	10	△4,359
当期変動額							
資本金から剰余金への振替	△5,900		5,900	5,900			
準備金から剰余金への振替		△2,365	2,365	—	△403		403
欠損填補			△3,945	△3,945			3,945
当期純利益							934
別途積立金の取崩						△10	10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	△5,900	△2,365	4,319	1,954	△403	△10	5,294
当期末残高	100	25	4,319	4,344	—	—	934

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	△3,945	△1,613	2,831	△1	△1	2,829
当期変動額						
資本金から剰余金への振替			—			—
準備金から剰余金への振替	—		—			—
欠損填補	3,945		—			—
当期純利益	934		934			934
別途積立金の取崩	—		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				2	2	2
当期変動額合計	4,880	—	934	2	2	936
当期末残高	934	△1,613	3,765	0	0	3,766

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月12日

株式会社 ジョイフル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 崎 健

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジョイフルの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジョイフル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 14社
- ・連結子会社の名称 株式会社ジョイフル北日本
株式会社ジョイフル東海
株式会社ジョイフル関西
株式会社ジョイフル中国
株式会社ジョイフル四国
株式会社ジョイフル北九州
株式会社ジョイフル中九州
株式会社ジョイフル東九州
株式会社ジョイフル西九州
株式会社ジョイフル南九州
株式会社フレンドリー
株式会社キッチンジロー
台湾珍有福餐飲股份有限公司
株式会社ジョイフルサービス

なお、当連結会計年度において、株式会社Rising Sun Food Systemは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

②非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。
- ②持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社フレンドリーの決算日は3月31日、台湾珍有福餐飲股份有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、株式会社フレンドリーは連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、台湾珍有福餐飲股份有限公司は3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・市場価格のない株 移動平均法による原価法によっております。

式等

ロ. 棚卸資産

- ・製品・原材料 移動平均法による原価法によっております。
- ・商品・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～47年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ニ. 長期前払費用

定額法によっております。

③引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社は、将来の役員の退職に伴う退職金の支払いに充てるため、役員退職慰労金規程に基づく支払予定額を計上しておりましたが、2018年3月17日開催の第43期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び重任する役員については、同日までの在任期間に対する役員退職慰労金を退任の際に支給することを決議しております。当連結会計年度末の当社役員退職慰労引当金の残高は、その支給予定額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 直営店売上高

直営店売上高は、当社及び連結子会社のレストラン事業における顧客への商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、割引クーポン等の顧客に支払われる対価の一部は、売上高から控除して収益を認識しております。

ロ. 商品販売の売上高

商品販売の売上高は、小売店に対する当社商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ハ. その他の売上高

当社は、FC加盟店に対して食材・消耗品の販売を行っております。食材・消耗品の販売については、FC加盟店に食材・消耗品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当社はFC加盟店からロイヤリティ収入を得ております。ロイヤリティ収入については、FC加盟店の売上高に一定割合を乗じて測定し、その発生時点等を考慮して収益を認識しております。

⑥外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、広告宣伝費として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は20百万円減少し、販売費及び一般管理費は20百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	18,627百万円
無形固定資産	424百万円
減損損失	113百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については主に独立した会計単位である店舗単位で、貸貸用資産及び遊休資産については物件単位で、資産のグルーピングを行っております。ただし、事業用資産のうち工場及び配送センターについては、共用資産としております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画等を基礎としておりますが、これには新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する一定の仮定、将来の営業損益の予測等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。新型コロナウイルス感染症について、日本では度重なる緊急事態宣言が発出される等、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、コロナ禍の影響は翌連結会計年度以降も一定程度は残るものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

以下の資産には金融機関からの借入債務に対し根抵当権を設定しておりますが、当連結会計年度末現在には対応する債務はありません。

建物及び構築物	5百万円
土地	129
計	<hr/> 135百万円 <hr/>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,865百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産等	建物及び構築物、 その他	福岡県他 (19店舗)	113百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については主に独立した会計単位である店舗単位で、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位で、資産のグルーピングを行っております。ただし、事業用資産のうち工場及び配送センターについては、共用資産としております。

事業用資産及び賃貸用資産のうち、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗・物件及び帳簿価額に対して著しく時価が下落している店舗・物件並びに遊休資産について、減損処理の要否を検討し、減損対象となった資産は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	事業用資産等
建物及び構築物	106
その他	7
計	113

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	31,931,900株	一株	一株	31,931,900株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,079,282株	一株	一株	1,079,282株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

一時的な余剰資金は短期的な定期預金等の運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

また、デリバティブ取引は原則として行わない方針ですが、後述するリスクを一時的に回避するために必要な場合に限り利用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。貸付金（建設協力金）は、支払家賃との相殺により回収しますが、店舗物件の貸主の信用リスクに晒されております。

土地・建物の賃貸借契約に基づき差入れる敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金等は、1年以内の支払期日であり、原則円建てとしております。ただし、一部商品の輸入に伴い外貨建てとする場合については為替変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権等について主要な取引先（主にフランチャイズ）の状況を定期的にモニタリングし、かつ取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、原則円建て取引を基本としておりますが、一時的に発生した外貨建ての営業金銭債務については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジをしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクについては、不要な借入は行わず借入金を圧縮することを基本としたうえで、金利動向を踏まえペナルティの発生しない金利更改時にあわせて期限前償還等の対応をとることしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、翌期予算及び投資計画に基づいて年間の資金繰り計画を策定し、取締役会の承認を得ております。

また、月次で資金繰り状況について取締役会まで報告するとともに、日次では社内各部署からの報告に基づき、経理部門が随時資金繰り計画を更新し、必要な場合には当座貸越等に基づく借入を行い、手元流動性資金を適正な範囲に維持することで、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①投資有価証券(*1)	28	28	—
②敷金及び保証金	2,647	2,615	△31
資 産 計	2,675	2,643	△31
①長期借入金(*2)	12,916	12,965	48
負 債 計	12,916	12,965	48

(*1)市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	42

(*2)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	28	—	—	28
資産計	28	—	—	28

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	2,615	—	2,615
資産計	—	2,615	—	2,615
長期借入金	—	12,965	—	12,965
負債計	—	12,965	—	12,965

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フロ

一を国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は主として取得から15～20年と見積り、割引率は0.26%～1.80%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,977百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3
時の経過による調整額	12
見積りの変更による増減額	306
資産除去債務の履行による減少額	△138
その他の増加額	1
期末残高	<u>3,163百万円</u>

(4) 資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用等の新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行い、306百万円を資産除去債務に加算しております。

なお、この変更に伴い計上した有形固定資産に対する減価償却費及び減損損失等を計上したため、営業損失が1百万円増加、経常利益が1百万円減少し、税金等調整前当期純利益が11百万円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

直営ジョイフルの飲食店の売上高	42,191
直営ジョイフル以外の連結子会社飲食店の売上高	2,294
商品販売の売上高	1,043
その他	1,086
顧客との契約から生じる収益	46,615
その他の収益	—
外部顧客への売上高	46,615

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ⑤収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	522
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	650
契約負債（期首残高）	65
契約負債（期末残高）	47

顧客との契約から生じた債権は、主にレストラン事業における顧客に対する商品の販売及び小売店に対する商品の販売時に受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動資産の「売掛金」として表示しております。

契約負債は、主に食事券の販売により受け取った預り金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、契約負債は、顧客に対する商品の販売に伴って履行義務が充足され、収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は60百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	186円54銭
(2) 1株当たり当期純利益	82円13銭

11. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(子会社株式の取得)

当社は、2022年2月18日付けで、当社の子会社である株式会社フレンドリーに対し当社の金銭債権を現物出資し、優先株式を引き受けております。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社フレンドリー（当社の連結子会社）
事業の内容	フードサービス事業

② 企業結合日

2022年2月18日

③ 企業結合の法的形式

貸付金の現物出資による株式取得（デット・エクイティ・スワップ）

④ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、株式会社フレンドリーの財務体質の改善を目的とした同社の増資を、デット・エクイティ・スワップによる方法で引き受けております。なお、当該優先株式は議決権を有していないため、当該出資に伴う当社の持分比率の変動はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

	(現物出資の対象となる貸付金の額面総額)	1,600百万円
取得の対価	(現物出資の対象となる貸付金に対する貸倒引当金)	1,600百万円
取得原価		一百万円

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年11月29日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社Rising Sun Food Systemを吸収合併することを決議し、2022年1月1日付けで合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社Rising Sun Food System
事業の内容	レストラン事業

② 企業結合日

2022年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社Rising Sun Food Systemを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社ジョイフル

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く外部環境の変化へ対応するため、経営資源の集中化、及びグループ内管理体制の再構築を図ることを目的として吸収合併するものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

コミットメントライン契約

当社は、2022年9月12日開催の取締役会において、シンジケート方式によるコミットメントライン契約の締結について決議し、2022年9月16日付けで契約する予定であります。

これは、当面のコロナ禍において運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的としております。

(1)借入先	株式会社伊予銀行を含め8金融機関
(2)組成金額	30億円
(3)契約締結日	2022年9月16日
(4)契約期間	2022年9月16日から2023年9月15日
(5)契約形態	シンジケート方式コミットメントライン
(6)資金使途	運転資金
(7)借入金利	変動金利
(8)担保有無	無担保、無保証
(9)財務制限条項	2022年6月以降の決算において、各決算期年度の決算及び中間決算の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が0円以上を維持する。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

・製品・原材料 移動平均法による原価法によっております。

・商品・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 19年～47年

構築物 10年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

将来の役員の退職に伴う退職金の支払いに充てるため、役員退職慰労金規程に基づく支払予定額を計上しておりますが、2018年3月17日開催の第43期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び重任する役員については、同日までの在任期間に対する役員退職慰労金を退任の際に支給することを決議しております。当事業年度末の当社役員退職慰労引当金の残高は、その支給予定額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 直営店売上高

直営店売上高は、当社のレストラン事業における顧客への商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、割引クーポン等の顧客に支払われる対価の一部は、売上高から控除して収益を認識しております。

② 商品販売の売上高

商品販売の売上高は、小売店に対する当社商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③ その他の売上高

当社はFC加盟店及び子会社に対して食材・消耗品の販売を行っております。食材・消耗品の販売については、FC加盟店及び子会社に食材・消耗品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、当社はFC加盟店及び子会社からロイヤリティ収入を得ております。ロイヤリティ収入については、FC加盟店の売上高及び子会社の営業利益に一定割合を乗じて測定し、その発生時点等を考慮して収益を認識しております。

さらに、当社は子会社から店舗物件の賃貸に伴う不動産賃貸収入を得ております。不動産賃貸収入については、賃貸期間の経過に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、広告宣伝費として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

なお、計算書類に与える影響額は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	18,157百万円
無形固定資産	424百万円
減損損失	75百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用等の新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行い、306百万円を資産除去債務に加算しております。なお、この変更に伴い計上した有形固定資産に対する減価償却費及び減損損失等を計上したため、営業損失が1百万円増加、経常利益が1百万円減少し、税引前当期純損失が11百万円増加しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	32,801百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	1,831百万円
② 長期金銭債権	597百万円
③ 短期金銭債務	4百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
① 売上高	21,013百万円
② 販売費及び一般管理費	23百万円
営業取引以外の取引高	
① 営業外収益	35百万円
② 営業外費用	12百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,079,282株	一株	一株	1,079,282株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費及び減損損失	1,261百万円
貸倒引当金	770
賞与引当金	7
退職給付引当金	359
役員退職慰労引当金	52
資産除去債務	1,022
子会社株式評価損	543
繰越欠損金	2,523
その他	121
繰延税金資産小計	<u>6,663百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△1,575百万円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△3,575</u>
評価性引当額小計	<u>△5,150百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,512百万円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△543百万円
その他	△7
繰延税金負債合計	<u>△550百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>962百万円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	株式会社アメイズ	大分県大分市	1,299百万円	ホテル業 飲食業	—
	有限会社グッドイン	大分県大分市	10百万円	ホテル旅館業	—

関連当事者との 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
当社のフラン チャイジー	食材の販売及び ロイヤリティの受取※1	212百万円	売掛金	18百万円
店舗の賃貸借 契約	(1) 店舗賃借 料の支払※2	18百万円	前払費用	1百万円
	(2) 店舗敷金 の支払※2	—	敷金及び保証 金	11百万円
	(3) 食事券の 販売※3	20百万円	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1. 食材の販売及びロイヤリティの受取における条件は、フランチャイズ契約に基づくものであり、その条件は他の加盟店と同様であります。
- ※2. 店舗賃借料については、近隣家賃等を参考にして決定しております。また店舗敷金については、当社と関係を有しない取引契約と同様に決定されております。
- ※3. 食事券の販売における条件は、一般顧客向けと同様に額面価額であります。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
子会社	株式会社ジョイフル北日本等10社※1	大分県大分市	各社5百万円	飲食業	所有 直接 100.0%
	株式会社Rising Sun Food System※4	大分県大分市	45百万円	飲食業	所有 直接 100.0%
	株式会社フレンドリー	大阪府大東市	50百万円	飲食業	所有 直接 52.5%
	株式会社キッチンジロー	東京都港区	5百万円	飲食業	所有 直接 100.0%

関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
ファミリーレストラン「ジョイフル」の運営	(1) 食材の販売及びロイヤリティの受取等※2	20,984百万円	—	—
	(2) 資金の回収	1,916百万円	短期貸付金※3	741百万円
「ごはん処喜楽や」のチェーン展開	債権放棄※5	800百万円	—	—
和食メニューを中心としたレストラン等の運営	(1) 資金の回収	93百万円	長期貸付金※3	597百万円
	(2) 増資の引受※6	1,600百万円		
洋食メニューを中心としたレストラン等の運営	(1) 資金の貸付	1,083百万円	短期貸付金※3	1,083百万円
	(2) 資金の回収	1,083百万円		

- ※1. ファミリーレストラン「ジョイフル」を運営している子会社は期末日現在10社存在するため、各社の取引金額及び期末残高を合算し重要性を判断しております。
- ※2. 株式会社ジョイフル北日本等10社における食材の販売及びロイヤリティの受取等については、親子間取引に関する基準書に基づき決定しております。
- ※3. 子会社への貸付金に対し2,248百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金戻入額483百万円を計上しております。
- ※4. 株式会社Rising Sun Food Systemは、2022年1月1日付けで当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。
- ※5. 債権放棄は、吸収合併を決定したことに伴い債務超過解消のために行ったものであります。これに伴い、同社に対して前期計上していた貸倒引当金721百万円を取り崩しております。
- ※6. 増資の引受については、株式会社フレンドリー発行のB種優先株式1株1,600百万円を引受けたものであり、当社の長期貸付金の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により行っております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項 (4)収益の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	122円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	30円29銭

12. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

連結注記表「11. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

コミットメントライン契約

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。